

第61回 青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録（市町村課（住基ネット諮問分））

1 開催日時

平成27年8月28日(金)13:15～14:00

2 開催場所

県庁舎北棟2階A会議室

3 出席者

- | | | | |
|---------|-----------------------------|-------------------|-------|
| (1) 審査会 | 会長 | 石岡 隆司 | |
| | 委員 | 一條 敦子、大矢 奈美、河合 正雄 | |
| (2) 事務局 | 総務部市町村課長 | | 安藤 毅 |
| | 同課長代理 | | 築田 潮 |
| | 同総務・行政グループマネージャー（副参事） | | 澤 純市 |
| | 同総務・行政グループサブマネージャー（総括主幹） | | 角田 正人 |
| | 同総務・行政グループ主幹 | | 飯田 哲 |
| | 同総務・行政グループ主事 | | 佐藤 秀樹 |
| | 企画政策部情報システム課 | | |
| | 社会保障・税番号制度推進グループマネージャー（副参事） | | 賀川 弘之 |
| | 同社会保障・税番号制度推進グループ主幹 | | 小玉 直史 |

4 案 件

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる事務を条例で定めることに係る諮問についての審査

5 概 要

会長 それでは、ただ今から審査会を始める。

今日は、竹本委員が公務で欠席となる。事務局の方から説明をお願いします。

【事務局からの説明】

1 前回からの修正箇所について

事務局 前回、7月24日の説明から修正した点について説明する。

今回、住基条例で規定する事務は、いずれも番号条例の独自利用事務であり、処理に当たって本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等）を確認する必要があることから、住基条例でも独自利用事務として規定するものとなっている。

これについて、前回の説明では7事務を規定すると説明していたが、「肝炎治療受給者証に係る事務」と「特定不妊治療費助成関係事務」の両事務については、番号条例の独自利用事務として9月定例会に提案しないこととしたため、住基条例でも同様の整理とするもの。

また、住基法第30条の8第1項第2号は条例で知事が本人確認情報を利用できる場合、同条第2項は条例で都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関へ本人確認情報を提供する場合を規定しており、知事と教育委員会では住基ネット利用の根拠規定が異なることから、今回、条例で規定する事務についても知事の利用事務と、知事から教育委員会へ提供する事務に整理し直したもの。

具体的には、前回の説明で一括りとしていた「高等学校等修学支援事業関係事務」は、私学分は知事部局の事務、国公立分は教育委員会の事務であることからこれを分けることとし、今回の住基条例改正では計6事務を独自利用事務として規定することとする。

2 独自利用事務（肝炎治療受給者証に係る事務・特定不妊治療費助成関係事務）の取扱いについて

事務局 今回、「肝炎治療受給者証に係る事務」と「特定不妊治療費助成関係事務」を見合わせることにした経緯としては、番号条例の独自利用事務の情報連携は、番号法別表第2に掲げられた事務に準ずるもので、「事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的の同一性」、「事務の類似性」及び「情報提供者及び提供を求める特定個人情報情報の同一性」の要件を満たす場合、市町村で保有している特定個人情報（所得情報）の入手が可能とされているが、去る8月6日の特定個人情報保護委員会の決定で、この両事務が情報連携の対象となる事例に含まれなかったことによるものである。

このことについて、委員会からは、この両事務については主務省令が未公布となっている「難病の患者に対する医療等に関する法律関係の事務」を類似する法定事務と考えており、番号法別表第2の関係主務省令が制定されていない法定事務に準ずる独自利用事務は、主務省令の制定を踏まえて検討するとの説明があった。

この難病関係の事務については、番号法別表第1の関係の主務省令の一部改正案として、現在、パブコメが実施されているが、通常の制定プロセスでは、パブコメ期間終了後、意見等を整理した上で主務省令が公布され、その後、別表第2の主務省令で情報連携ができる具体的な事務や情報連携される情報の内容等が同様にパブコメ等の手続きを経て定められることとなるため、9月議会に提案する段階では、これを確定できる状況に無いことが明らかとなったもの。

なお、県では本年6月の国の委員会ヒアリングの際、「肝炎治療受給者証に係る事務」と「特定不妊治療費助成関係事務」については「健康保険法の保険給付の事務」が類似する法定事務である旨説明をしていたものだが、委員会では最終的に、肝炎、不妊治療の助成については税が原資である一方、健康保険の保険給付は保険料が原資であり、原資の違いから性格が異なるものと整理したと聞いている。

以上を踏まえた対応として、この両事務については、27年9月定例会での独自利用事務としての条例で位置付けることを見送ることとするもの。

【委員の意見等】

1 独自利用事務の選定等について

会長 国の委員会で制度の類似性を判断する場合の「原資が異なる」という整理はどの程度普遍的なものなのか。

事務局 委員会とのやりとりからは、保険給付事務を類似事務とすれば、この他にも多くの事務を類似性ありと整理することとなること、また、まずは確実に出来るものから情報連携を実施するといった考え方もあったものと思われる。

2 他の都道府県の状況について

委員長 他の都道府県の条例制定の状況や事務の種類はどうか。

事務局 番号条例について6月議会で5団体が制定しており、今年の9月又は12月議会で順次対応する予定であると承知している。

事務の種類について、学校関係の事務は、本県と同じようなものを挙げているところが多いと思われるが、未就学の児童の医療費助成等については都道府県が中心となっていて、市町村が中心といったところといった違いもあり、本県の場合は市町村の独自利用事務として整理されている。

なお、今後の独自利用事務の追加等については、他県の状況や国の動向等を注視しながら、規則連携が必要なものがあれば、内容等を精査した上で、適切に検討を進め必要な措置を講じていくことになると考えている。

3 住基ネット利用の内容等について

会長 申請書等に個人番号を書く欄を設けるとなれば、個人番号はあくまでも申請者に記入させることになるのか。

事務局 基本的にはそうなると考えられる。番号法の条文では「できる」となっているが、

具体的には、それぞれの事務を所管する法令等で手続や申請等の様式が規定されており、その中で個人番号を記入する旨規定されていれば、申請時に記入を求めることとなる。

大矢委員 それはあくまでも自主的な利用ということになるのか。

会長 申請者に申請書等に個人番号を記入してもらうことになるが、申請の全てを住基ネットを確認する必要はないということになるのだろう。

事務局 番号法第16条には本人確認の規定があるが、全て個人番号カードを提示するというのではなく、あらかじめ、身元確認ができているのであればそれで差し支え無いといった扱いも示されている。

また、国税分野で示されているブレイクダウンされたものでは、会社では従業員が入社する際一通りの本人確認がなされていることから、そこで身元確認できていれば、あとは個人番号をしっかり確認すれば良いとする整理もある。

4 総括

会長 以上のことから、今回については、個人番号を使う事務として何を定めるかという点が大きく、その中で住基ネットを利用する道を開いておく必要があるということであり、特別な判断をしなければならぬということではないと思われる。

他に御意見がなければ、この事務について条例で定めるということについては、よしということにしましょうか。

答申の表現についてはいろいろあると思うが、今回、挙げられた事務について条例で定めるということに関しては、異議はないということよろしいですか。

それでは、そういう形で終了したいと思います。